

しおかぜ



2025年(令和7年)11月

第73号

発行 藤沢市福祉事務所 生活援護課
0466-50-3572(直通)



空気も乾燥し、体調を崩しやすい時期ですので、新型コロナウイルスやインフルエンザウイルス等の感染にはご注意ください。

来年1月分保護費の支給日は、
12月25日（木）です。

来年2月分保護費の支給日は、
2月5日（木）です。

1月分から2月分の保護費支給まで
約40日間ありますので、ご注意
ください。（※振込のタイミングは
金融機関によるためこちらでの確認
はできかねます。）

- 年末年始にむけて ○
- 市役所の閉庁期間について
12月27日（土）から1月4日（日）
まで閉庁となります。
 - 賞与(ボーナス等)の申告について
12月は賞与の時期です。仕事をして
いる方は、担当のケースワーカーに必ず
賞与の有無を申告してください。

○ 訪問について ○
新型コロナウイルスの感染拡大を防止す
る観点から、ケースワーカーの基本的な訪
問はなるべく控えるようにしていましたが、
新型コロナウイルス感染症が5類感染症に
移行されたことに伴い、ケースワーカーの
訪問を再開しています。

○ 直通ダイヤルが便利です ○

生活援護課へのご連絡は、直通ダイヤ
ルをご利用ください。
生活援護課（直通）：0466-50-3572
平日午前8時30分～午後5時15分
昼休み(正午～午後1時)を除く

○ 小学生、中学生の 教材費支給について ○

教材費については、1年間（年度）
に必要な、全児童及び生徒が必ず購入
することとなっている、副読本的図書、
ワークブック、和洋辞典及び楽器等に
かかる費用を支給することができます。

支給には、申請が必要ですので、学
校から教材費の案内が来たら、申請書
に案内を添付して申請してください。

○ 期限が切れた返信用封筒は 使わないでください ○

生活援護課から配布している返信用封
筒で使用期限が切れているものについ
ては使用しないようお願いします。

使用期限については封筒の左上付近に
記載があります。

新しい封筒が必要な場合は担当のケー
スワーカーまでご連絡ください。

○かかりつけ医はあなたのそばにいます○

健康に関する相談を専門の医療機関で受けたい場合は、かかりつけ医を持ちましょう。

「体がだるい、食欲がない」など体調が悪いなと感じた時に自宅近くの診療所や病院の医師に相談してみましょう。

○緊急（休日・夜間）受診証が なくなります○

2025年12月15日以降、緊急（休日・夜間）受診証が発行できなくなります。緊急で医療機関を受診する場合、マイナンバーカードをお持ちの方は、必ず持参してください。

※緊急で受診する以外は、必ず事前に生活援護課に連絡してください。

○中学3年生・高校3年生の進路について

中学3年生・高校3年生の進路先について、決定したら担当ケースワーカーに報告をお願いします。

高校・大学進学のための公的な奨学金や貸し付けについては、原則収入として認定しません。申請および利用に当たっては、守っていただきたいルールがありますので、利用を検討されている方は、必ず事前に担当ケースワーカーへ相談してください。

○高校生のアルバイト収入について○

高校生のアルバイト収入の全部または一部を、将来の自立に必要と認められる諸費用や積み立て貯金に充てる場合は、必要経費として収入から控除できる場合があります。（例えば、塾代や大学への進学費用、自立につながる自動車免許取得費用等）

必要経費として認定されるためには、ケースワーカーとの面談や計画書の提出等、手続きが必要になりますので、ご自身で判断せず必ず事前にご相談ください。

○収入申告について○

収入については、種類、金額の多少に関わらず、全て申告する義務があります。年金や手当、仕事での給与以外であっても、必ず早めに申告してください。

また、未成年の方のアルバイト収入についても申告してください。保護者の方々は、もう一度、収入の有無について確認していただくようお願いします。

○生活保護利用中は様々な免除・助成が 受けられます○

生活保護利用中は市が発行する住民票の写し等の書類の手数料免除や市税減免等の助成・免除を受けることができます。

詳しくは担当のケースワーカーにご相談ください。



○就労の義務について○

稼働年齢層（高校生を除く15～64歳）の方は、病気や障がいなどの理由により働けない方を除いて、自立に向けて就労する必要があります。求職活動については、就労支援相談員、またジョブスポットなどの関係機関を利用できますので、活用してください。詳しくは、担当ケースワーカーまでご連絡ください。